

京都市消費生活施策に関する申出等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市消費生活条例（以下「条例」という。）第25条第3項の規定による申出（以下「申出」という。）及び同条第4項の規定による公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法)

第2条 申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

- (1) 申出人の氏名及び住所並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 求める措置の内容
- (4) その他参考となる事項（関連資料の添付を含む。）

2 前項第2号において、条例に基づく消費生活施策が十分に講じられていないため、広く消費者の消費者権が侵害されているとする場合にはその事実を、侵害されるおそれがあるとする場合にはその理由を記載するものとする。

(公表の方法)

第3条 公表は、文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センターのホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(処理結果の通知)

第4条 申出に係る処理が終了したときは、その結果を申出人に対し書面により通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、申出及び公表に関し必要な事項は、文化市民局くらし安全推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。